

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための 学生等の支援等に関する特別措置法案 概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が学生等の修学等に及ぼす影響の緩和を図るため

- ・ 授業料の軽減
- ・ 減収学生等に対する一時金の支給
- ・ 学資貸与金等に係る返還の免除

の3点につき、特別の措置を講じようとするもの。

2. 授業料の軽減

① 対象者

授業料（令和2年度分）の軽減を行おうとする大学院、大学、短期大学、専門学校等に通う全学生等

② 授業料の軽減の内容

半額免除（上限あり）

③ 国の負担

国が全額を負担する。

※ 大学修学支援法により、授業料の減免を受けている者については、調整

3. 減収学生等に対する一時金の支給

① 対象者

新型コロナウイルス感染症等の影響により、アルバイトによる収入が前年同月比等で一定以上減少している大学院、大学、短期大学、専門学校等に通う学生等

② 一時金の額

20万円（減収分を上限）

③ 支給のスキーム

予算措置で行われる現行の「持続化給付金」制度がベースとなる枠組みを法律に書き込み、支援対象者に一時金を支給する。

4. 学資貸与金等に係る返還の免除

独立行政法人日本学生支援機構は、学資貸与金等の貸与を受けた者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年度中に返還の期限が到来する学資貸与金等の返還が困難な状況にあるときは、その返還を免除するものとする。

5. 対象期間

概ね1年間を目途とする。

※ なお、「令和2年度中に、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨の検討条項を設けることとしている。